

会 見 年 月 日	令和5年4月27日（木曜日）		
担 当 課	企画政策課	（担当者名：玉木、深澤）	
問い合わせ先	TEL：0791-43-6867	（内線：2454）	FAX：0791-43-6822

赤穂市と株式会社リクルートとの包括連携協定の締結について

赤穂市（市長 牟禮 正稔）は、株式会社リクルート（代表取締役社長 北村 吉弘）との間で、次のとおり赤穂市の地域活性化に向けた地域定着と雇用促進に関する協定を締結します。

1 協定締結の目的

赤穂市及び株式会社リクルートは、赤穂市に所在する企業等（以下「所在法人」という。）の雇用促進、地域人口の増加及び定着等のため、相互に連携して取り組むことにより、地域活性化を図ることを目的とします。

2 協定内容

（1）赤穂市の実施事項

ア 株式会社リクルートに対して積極的に所在法人を紹介し、宣伝広報活動に努めること。

イ 赤穂市内の雇用確保を促進すること。

ウ 多様な働き方の実現により、就業環境を改善すること。

エ 移住者を誘致すること。

（2）株式会社リクルートの実施事項

ア 雇用促進、地域人口の増加及び定着等のため、所在法人の採用ホームページにおいて、株式会社リクルートの提供するサービス「Air ワーク 採用管理」の利用を促進すること。

イ 所在法人の雇用活動を支援するため、所在法人に対して株式会社リクルートの提供するサービス等の紹介及び提案をすること。

3 式次第

（1）開式

（2）出席者紹介

（3）代表者あいさつ

（4）事業概要の説明

（5）協定書締結

（6）記念撮影

（7）質疑応答

（8）閉式

赤穂市の地域活性化に向けた地域定着と雇用促進に関する協定書

赤穂市（以下「甲」という。）と株式会社リクルート（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲に所在する企業等（以下「所在法人」という。）の雇用促進、地域人口の増加及び定着等のため、甲及び乙が相互に連携して次条の協定内容に取り組みることにより、地域活性化を図ることを目的とする。

（協定内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項（以下「協定内容」という。）について実施し、相互に協力するものとする。

（1） 甲の実施事項

- ア 乙に対して積極的に所在法人を紹介し、宣伝広報活動に努めること。
- イ 赤穂市内の雇用確保を促進すること。
- ウ 多様な働き方の実現により、就業環境を改善すること。
- エ 移住者を誘致すること。
- オ その他甲及び乙が合意した事項

（2） 乙の実施事項

- ア 雇用促進、地域人口の増加及び定着等のため、所在法人の採用ホームページにおいて、乙の提供するサービス「A i rワーク 採用管理」の利用を促進すること。
- イ 所在法人の雇用活動を支援するため、所在法人に対して乙の提供するサービス等を紹介及び提案すること。
- ウ その他甲及び乙が合意した事項

（個別の合意）

第3条 本協定に関して、甲乙間で別途契約が必要な場合は、個別の条件について契約書又は仕様書など、書面にて詳細を定めるものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、令和5年4月27日から令和6年3月31日までとする。

ただし、本協定の有効期間満了の1月前までに、甲又は乙いずれからも変更する旨又は更新しない旨の申出がない場合、さらに1年間、同一条件で延長するものとし、以降も同様とする。

(機密保持義務)

第5条 甲及び乙は、相手方の事前の承諾なく、本協定の有効期間の開始日の前後を問わず本協定に関して、相手方より秘密である旨の表示がなされた上で、開示された情報（以下「機密情報」という。）について、複写、複製、破壊、改竄、第三者への開示及び漏洩、本契約遂行において認められた目的以外の目的での利用を行わないものとする。ただし、次に掲げる情報は機密情報に該当しないものとする。

- (1) 相手方から開示された時点で、公知である情報
- (2) 相手方から開示された後、自己の責によらず公知となった情報
- (3) 第三者から、機密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報
- (4) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発した情報

2 甲及び乙は、機密情報への不当なアクセス又は機密情報の紛失、破壊、改竄、漏洩等の危険に対して、最善の安全対策を講じるものとする。

3 甲及び乙が、国その他の公権力により適法に機密情報の開示を命令された場合、本条第1項の定めにかかわらず、当該公権力に対して当該機密情報を開示できるものとする。ただし、当該命令を受けた場合は、当該命令を受けた事実を遅滞なく相手方に通知し、可能な限り機密情報の機密性の保持に努めるものとする。

(権利義務の譲渡禁止)

第6条 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なしに、本協定により生じた権利義務を第三者に譲渡、貸与、又は担保に供することはできないものとする。

(損害賠償義務)

第7条 甲及び乙は、本協定を履行するにあたり、相手方又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償する義務を負うものとする。

(反社会的勢力の排除)

第8条 甲及び乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する

こと。

(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを確約するものとする。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(契約継続の非保証等)

第9条 甲及び乙は、お互いがあらゆる面において独立した当事者であること、本協定書の締結によって、何らの権利も相手方に許諾するものでないこと、及び本協定が将来における継続的な契約の締結、契約の継続を約束するものでないことを相互に確認するものとする。

(準拠法・管轄裁判所)

第10条 本協定書は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

2 本協定に関する紛争の第一審の専属的合意管轄裁判所は、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所（甲が被告となる場合は神戸地方裁判所）とするものとする。

(協議解決)

第11条 本協定書に定めのない事項が生じた場合又は本協定上の解釈に疑義が生じた場合は、甲と乙は、お互い誠意を持って協議し、その解決を図るものとする。

甲及び乙は、本協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保管するものとする。

令和5年4月27日

甲 兵庫県赤穂市加里屋 81 番地
赤穂市
赤穂市長 牟礼 正稔 ㊟

乙 東京都千代田区丸の内 1 - 9 - 2
株式会社リクルート
代表取締役社長 北村 吉弘 ㊟